

違反是正事例（事例 1－3）

テーマ

＜ 違反是正による火災時の奏功事例 令和元年度 ＞

（立入検査・12 項イ・組織体制）

- 工場の屋内消火栓設備の未設置違反について、長期間継続指導をしていたが組織整備を行い順次違反処理に移行する中で、パッケージ型消火設備設置により違反が是正され、火災時に奏功し延焼拡大を防いだ事例

防火対象物の概要

(1) 用途	工場（12）項イ
(2) 構造・規模	準耐火構造／地上 3 階 延べ面積 815.18 m ² （建築当時：平成 2 年）
(3) 消防用設備等	消火器、自動火災報知設備、誘導灯
(4) 収容人員	13 名

1. 法令違反の概要

準耐火構造・地上 3 階建て工場の 1 階部分に一部増築したことからその他構造となり、屋内消火栓設備の 2 倍読み規定が適用できなかったことから、建物全体に屋内消火栓設備の設置義務が生じ、また、1 階部分も無窓階となった。

2. 違反是正の概要

(1) 過去の指導経過

ア 平成 16 年 11 月 5 日、消防署で立入検査を実施したところ、建物 1 階東側部分に屋根と壁が設置（一面は開放されている）され、135.7 m²の増築（その他構造）となることが確認された。

構造がその他構造であることから、屋内消火栓設備の 2 倍読み規定が適用できず屋内消火栓設備の設置義務が生じた。このことから、関係者に対して「屋内消火栓設備未設置違反」を「立入検査結果通知書」で通知し、「改修計画報告書」の提出を求めた。

イ 平成 22 年 9 月 17 日、改修計画報告書は提出されていたが、違反が是正されなかったことから、立入検査を実施。再度、関係者に対して「立入検査結果通知書」を交付し、「改修計画報告書」の提出を求めた。

ウ 平成 24 年 10 月 24 日、追跡調査を実施。違反が継続していることを確認したことから、関係者に対し違反を是正するよう指導した。

エ 平成 25 年 8 月 26 日、追跡調査を実施。違反が継続していることを確認したことから、関係者に対し違反を是正するよう指導を継続した。

なお、消防用設備等未設置という重大な違反であることから、消防本部予防課と協議して、関係者に対し再度「改修計画報告書」の提出を指導した。

オ 平成 25 年 11 月 6 日、消防本部予防課で現地調査を実施。現地調査後、屋内消火栓設備未設置違反について各階にパッケージ型消火設備を設置させて違反是正を促すことを検討したが、既存建物と増築建物の上に電動シャッターが設置され、電動シャッターに非常電源が設置されていなかったことから、1 階部分を無窓階であると判断し、結果的にパッケージ型消火設備の設置は指導しないこととした。

関係者に対しては、その後もシャッターを交換し、パッケージ型消火設備を設置するか、屋内消火栓設備を設置するか、どちらかの方法で違反是正するよう継続指導したが、関係者からは「改修したいが予算の都合で、屋内消火栓設備は設置出来ない。」との回答で違反は是正されなかった。

(2) 組織体制の整備

平成 27 年 4 月から消防本部内に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備未設置等の違反が約 160 件以上存在していたことから、違反処理を徹底する為に消防本部予防課に違反処理担当を設置した。違反処理担当を中心に優先順位をつけて違反調査等を実施し、順次違反処理に移行（警告 100 件、命令 5 件）していく中で、当該防火対象物の違反処理を行うこととなった。

(3) 違反是正

ア 継続指導の際に、関係者から「操業中は、常時電動シャッターは開放しており、就業後は無人となる。」との説明があったことから消防本部内でシャッターの取り扱いについて検討し、検討の結果、過去の通知等を参考にして、工場の使用実態、構造等、総合的に判断し、「操業時及び無人時以外は開放すること。」を条件に、シャッターが設置されている部分を有効開口部として捉え、パッケージ型消火設備による早期設置を指導することとした。

イ 平成 30 年 4 月 18 日、予防課違反処理担当で当該対象物の追跡調査を実施。長期違反であることから平成 30 年 5 月末までに着工届が提出されなければ警告書を交付する旨を伝えた。

ウ 平成 30 年 4 月 26 日、パッケージ型消火設備の着工届が提出された。

エ 平成 30 年 5 月 24 日、設置検査を実施。パッケージ型消火設備の設置を確認し、屋内消火栓設備違反を是正とした。

(4) 違反是正の効果

平成 31 年 1 月 12 日、建物 2 階の休憩室から火災が発生したが、関係者が消火器とパッケージ型消火設備を使用して初期消火を実施。初動対応が成功し、火災の延焼拡大を防ぐことができ、後日関係者から「消防用設備等を設置してよかった」等の感謝の言葉があった。

(事例 1-3) グループ検討

テーマ

〈 違反是正による火災時の奏功事例 〉

1. 立入検査で屋内消火栓設備未設置違反を確認してからは正されるまでの対応について

平成 16 年に違反を覚知してから平成 30 年に違反が是正されるまで約 13 年経過しています。当該消防本部では違反是正を徹底するため、本部予防課内に違反処理担当を設置し、この組織整備を契機に違反是正体制が確保され、当該対象物の違反是正に繋がりました。

立入検査で違反を覚知してからは正までの期間について検討してください。

また、違反是正の徹底を図る為には、どのようにしたら良いか、各消防本部等の体制も含めて検討及び意見交換してください。

2. 違反是正と火災発生時の奏功について

当初、無窓階と判断していましたが、工場の使用実態、建物構造などを総合的に検討した結果、最終的にシャッター部分を条件付きで有効開口部として認め、有窓階であると判断しパッケージ型消火設備を設置させています。

パッケージ型消火設備を認めるまでの対応、今回の判断等について検討してください。

パッケージ型消火設備を設置した後に火災が発生しましたが、消火器とパッケージ型消火設備を使用して初期消火が成功、延焼拡大を防いでいます。

これらの経過から関係者への指導経過、違反是正の重要性、その他設備設置後の関係者指導等について検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

※参考

「査察規程の作成例」の送付について（平成 27 年 3 月 31 日消防予第 137 号通知）

「立入検査標準マニュアル」の改正について（令和 5 年 3 月 16 日消防予第 175 号通知）

（立入検査標準マニュアル 第 4 査察規程の作成例）